

広島県告示第六百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十七年十一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

宇賀矢野線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
三次市甲奴町小童字中塞一〇六〇八番地先から 三次市甲奴町小童字中塞一〇六〇五番一地先まで	旧	三・八〇〃 二・〇〇〃	一六八・四〇	
三次市甲奴町小童字中塞一〇六〇八番地先から 三次市甲奴町小童字中塞一〇六〇五番一地先まで	新	三・八〇〃 二・〇〇〃	九〇・〇〇	ダブルウェイ 一部解除 不用物件延長 七一・〇〇メ ートル